

小規模校のメリット・デメリット

| メリット | デメリット |
|--|---|
| 【学級数が少ない場合】 | |
| <p>(児童生徒関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深い人間関係の構築ができる ・リーダー等で活躍する機会が多い ・異年齢交流活動を設定しやすい ・運動場や特別教室を使用しやすい <p>(教職員関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の意思統一や共通理解をしやすい ・学校全体で協働的な取組を実施しやすい | <p>(児童生徒関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨する教育活動が少ない ・クラブ活動や部活動の種類が限定される ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる ・大集団への適応に困難を来す可能性がある ・人間関係が固定化しやすい <p>(教職員関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が抱える分掌数が多い ・組織的な対応がしにくい(個人の力量への依存度大、異動に左右) ・休暇申請、研修参加がしにくい ・免許外での教科指導が生まれる可能性がある※ ・多様な指導形態が取りにくい ・児童生徒の多面的な評価がしにくい |
| 【人数が少ない場合】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握に基づいたきめ細かな指導ができる ・意見や感想を公表できる機会が多い ・教職員と心理的な距離が近くなる | <ul style="list-style-type: none"> ・男女比の偏りが生じやすい ・学習や進路選択の模範となる先輩の数が少ない ・球技や合唱のような集団学習の実施に制約が生じる ・班活動やグループ分けに制約が生じる ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる |
| 【複式学級の場合】※ | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢集団による協働的な学びを日常的に実施できる | <ul style="list-style-type: none"> ・転出時に未習事項が生じるおそれ ・直接指導の時間的制約(複数学年への別々の指導) ・教員に特別な指導技術が必要 |

※複式学級・教科担任制については、【資料10-③】参照

大規模校のメリット・デメリット

| メリット | デメリット |
|--|--|
| <p>(児童生徒関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨する教育活動ができる（学級間で競い合う活動等） ・多様な選択ができる（クラブ活動・部活動・委員会活動等） ・集団で行う教育活動を充実させやすい ・多様な集団における人間関係を構築する力（適応力）を獲得しやすい ・クラス替えを契機に意欲喚起ができる ・人間関係に配慮した学級編制ができる <p>(教職員関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な対応ができる（個人の力量に左右されない） ・教職員 1 人当たりの負担が少ない ・校内研修の活性化が図れる ・免許教科の指導を行うことができる※ ・多様な指導形態を取ることができる ・児童生徒の多面的な評価がしやすい | <p>(児童生徒関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係が希薄になる可能性がある ・リーダー等で活躍する機会が少ない ・異年齢交流活動を設定しにくい ・学校施設の利用に制限が生じる可能性がある（特別教室、校庭、体育館等） <p>(教職員関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の個性や行動を把握したきめ細かな指導を行いにくい ・共通理解した取組を行う際の事前準備が大変になる ・会議・打合せ機会が増える（意思統一や共通理解に時間を要する） |

※教科担任制については、【資料10-③】参照

[参考資料]

- ・文科省「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理（平成21年7月6日）」
- ・文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日）」
- ・全国の市区町村が作成している、学校規模適正化に関わる各種書類

複式学級・教科担任制

○複式学級について

【資料 3 再掲】

2つの学年の児童または生徒で編制する学級。以下の基準で編制される。

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 小学校（義務教育学校前期課程） | 2つの学年の児童が「16人」以下 （1年生を含む場合は「8人」以下） |
| 中学校（義務教育学校後期課程） | 2つの学年の生徒が「8人」以下 |

※異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けている間、もう一方の学年は子供たちだけで課題学習することになる。

○教科担任制について

中学校において一般的にとられる、教員が専門科目ごとに授業を担当する方法。
 小学校は、すべての教科を担当が教える学級担任制を基本としているが、文部科学省は令和4年度から、全国の公立小学校高学年で本格的に教科担任制の導入を進める。
 （外国語、算数、理科、体育の4教科で、優先的に進める。）

中学校は9教科、10人の担当教員が必要

（主要5教科について2人ずつ確保する場合、15人の担当教員が必要）



教職員の人数は、群馬県の基準により、学級数に応じて算定される。

→学級数が少なくなると、教職員の人数も少なくなる。

→各教科免許を持つ教員が配置できず、免許外での教科指導（※）が生まれる。

※免許外教科担任制度：ある教科の免許状を保有する教員を採用できない場合に、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員に当該教科の教授を担当させる制度

（例）技術の免許状を有する教員がいいため、理科の免許状を有する教員に技術を担任させる。